社会福祉法人　尼崎武庫川園　　行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間　平成27年　4月　1日～平成30年　3月31日までの　3年間

2．内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度を管理職や事務員が理解し、職員に周知や情報提供を行う準備をする。

＜対策＞

●平成27年10月～　制度に関するパンフレットを見直す。
　新しく作成したパンフレットを職員に配布

目標2：産前休業に入る前と育休休業復帰前に取得者に対し、「休業中に行う自己啓発」「職場復帰準備に関する必要事項、心構えについて」の研修を労務士等により行う。

＜対策＞

●平成27年　4月～　研修内容の検討

●平成28年度～　　研修の実施